

事 務 連 絡
令 和 3 年 10 月 4 日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 藤 原 利 雄

運行管理者資格者証に係る旧姓使用の取扱いについて

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます
さて、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙のとおり、運行管理者資格者証
の氏名に旧姓を用いる際の取扱いについての周知依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下会員事業者に対する周知方ご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【 本件に関する問い合わせ先 】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045

事 務 連 絡
令和3年9月29日

公益社団法人全日本トラック協会 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

運行管理者資格者証に係る旧姓使用の取扱いについて

運行管理者資格者証（以下、「資格者証」という。）の氏名に旧姓を用いる際の取扱いについては、下記のとおりとしておりますのでお知らせします。

記

1. 旅客自動車運送事業運輸規則（以下、「運輸規則」という。）第48条の6（資格者証の様式及び交付）、第48条の7（資格者証の訂正）若しくは第48条の8（資格者証の再交付）又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下、「安全規則」という。）第25条（資格者証の様式及び交付）、第26条（資格者証の訂正）若しくは第27条（資格者証の再交付）による申請において、旧姓の利用を希望する場合は、運輸規則第2号様式若しくは第3号様式又は安全規則第2号様式若しくは第3号様式に旧姓が用いられた氏名を記載し、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれに類するものにより確認できるようにしてください。

申請様式に記載された氏名と同一の氏名が資格者証に記載されます。

例えば、様式に旧姓のみが記載されている場合には資格者証の氏として旧姓のみが記載され、旧姓と新姓が併記されている場合は資格者証の氏として旧姓と新姓が併記されます。

2. 資格者証に記載されている氏名が旧姓である方において、引き続き旧姓のみを使用することを希望される場合は、運輸規則第48条の7又は安全規則第26条に基づく資格者証の訂正は不要です。

以上